

● 第 5 回 ワークショップ

「(仮称) 富岡風景づくりガイド」とは

(富岡市景観形成ガイドライン)

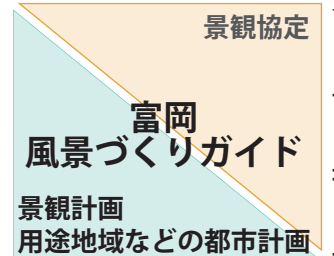
第5回目となった富岡風景づくりのワークショップが、5月27日（金）に開催されました。今回のワークショップでは、まず、「富岡風景づくりガイド」とは一体何なのかを再確認されました。その上で、地区毎のガイドラインについて話し合いが行われました。

一方、同日に第1回「富岡市屋外広告物ガイドライン策定委員会」が開催され、富岡市における屋外広告物のあり方やコントロール手法、違反对策等についても議論がスタートしました。屋外広告物については裏面をご覧ください。

富岡風景づくりの根幹として、平成 24 年度より運用開始予定

- ・「富岡風景づくりガイド」は、景観計画だけではまかなえ切れない幅の広い内容を扱い、富岡風景づくりの根幹となります。平成24年度より、運用開始予定です。
- ・建築・開発等の際に、景観計画の内容を実現するための具体的な手法や、行政からお願いする項目として、「富岡風景づくりガイド」が活用されます。
- ・「富岡風景づくりガイド」は、今後、各地区で景観協定をつくらったり、景観づくりの活動を行っていく際に、地区の景観づくりの方向性を示すものとなります。

市の条例等に基づいた制度
市民中心に運用



今後の活用が
望まれる制度

ワークショップで検討
平成 24 年度から
運用予定

策定済み

法律に基づいた制度
行政中心に運用

モデル地区のガイドラインについて

- ・モデル地区である、まちなか、小野、中里・高田のガイドラインについては、ワークショップメンバーの認識が共有され、一つのものとしてまとめつつあります。
- ・モデル地区で議論されてきた内容は、今後、富岡市全体の風景づくりとして一般化する作業が必要です。

まちなか

方向性や
主な意見

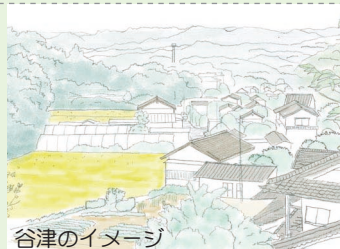
- ・「和」をコンセプトにする。
- ・重点地区毎に個性や特色を出す。
- ・ガイドラインに沿って地区毎に協定をつくり、裁量の幅のある協議により創意工夫をしながらより良い風景づくりを進める。



宮本町のイメージ

小野

- ・小野の暮らしの豊かさを示していきたい。
- ・ガイドラインの表現を、より小野地区らしいものにしたい。
- ・開発などにたいして、ガイドラインを活用し、地域の声を出していきたい。



谷津のイメージ

中里・高田

- ・越屋根を残してもらうためには、換気やエコなどのメリットが必要。地域資源を何のために残すのかを明示したい。
- ・ガイドラインの内容が建物や集落全体のエコにつながることを示していきたい。

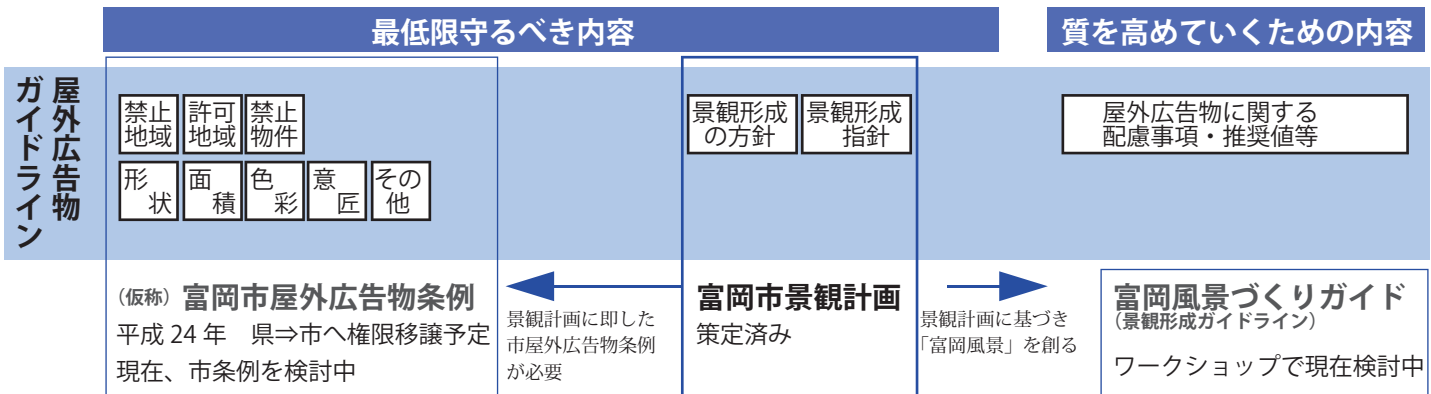


田園集落のイメージ

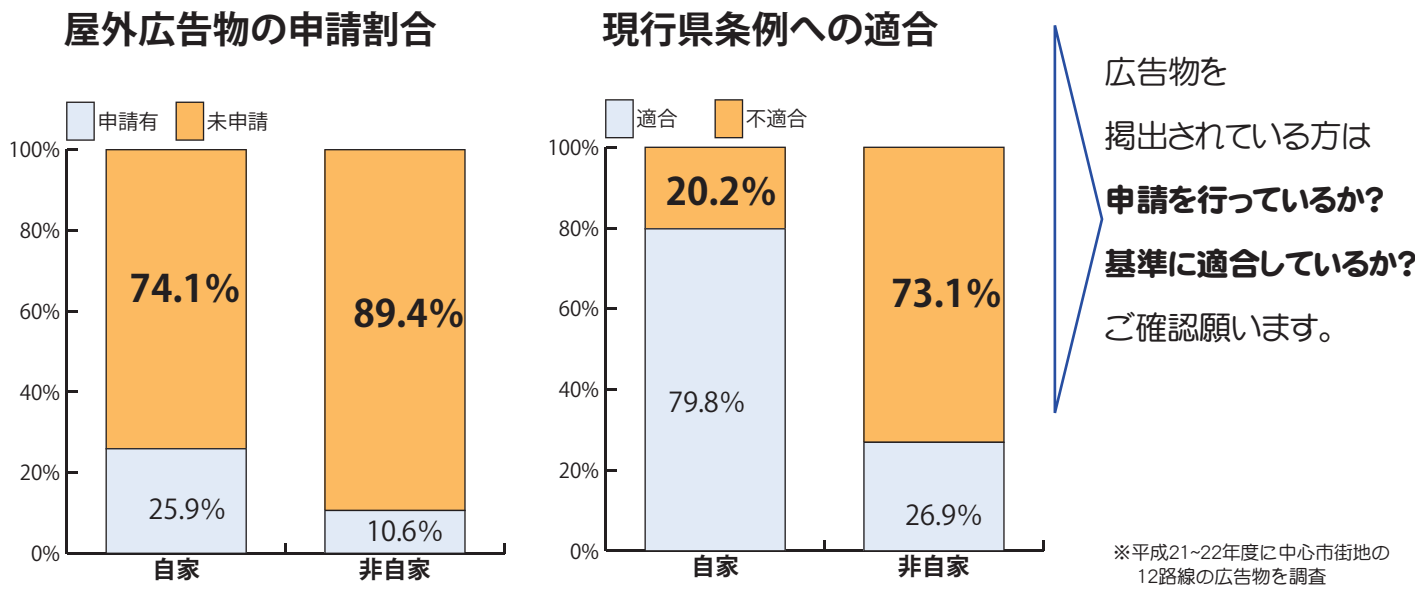
■第 6 回ワークショップは平成 23 年 8 月 4 日を予定しています。

市の屋外広告物ガイドラインづくり開始!

- ・富岡市では、平成21年に施行した「富岡市景観計画」に、「(仮称)富岡市屋外広告物条例」により、富岡にふさわしい屋外広告物の基準を創ることを定めています。
- ・平成24年には県から市へ屋外広告物に関する権限の移譲を受ける予定となっていることを踏まえ、条例に基づく屋外広告物の基準だけでなく、より質を高めていくための内容も盛り込んだ屋外広告物のガイドラインの検討を開始しました。
- ・ガイドラインの検討にあたっては、学識経験者、関係団体代表者、屋外広告物事業者、市議会議員、関係行政機関からなる「富岡市屋外広告物ガイドライン策定委員会」を平成23年度中に4回開催予定です。第1回委員会は5月27日に開催されました。



富岡市における屋外広告物の現況*



第1回委員会の主な内容

富岡の顔である まちなか にふさわしい、屋外広告物のあり方

- ・富岡の顔としてふさわしい広告物以外は制限していくべき。
- ・広告物を含め、景観をコントロールしていくことで、富岡ならではの価値ある街並みがうまれてくるのでは。

違反物件の対策が必要不可欠

- ・伊勢崎市では県からの権限移譲にあわせて、平成21年度は約200件、平成22年度は約300件の是正指導を行っている。
- ・富岡市でも、違反物件に対する強力な是正指導などを行っていく必要がある。

現行の県の屋外広告物に関する基準や申請、違反広告物に関する問い合わせ等：群馬県富岡土木事務所 (TEL 0274-63-2255)
 富岡市で現在検討中の屋外広告物ガイドラインに関する問い合わせ等：富岡市都市計画課景観担当 (問い合わせ先は表面参照)